

令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 5 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群において、令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会で取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2 - 15 に定められた漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的漁獲可能量）の合計値を T A C とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2 - 15 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ β : 0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（3）令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まさば及びごまさば太平洋系群	510,000 トン

（参考 1）令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値 : 1,545 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値 : 562 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- ③ 禁漁水準値 : 67 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ） : 0.9
- ⑤ その他 : 日本 E E Z 内分は全量とする。

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：158 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：50 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
 ※ 2021 年の親魚量（42 千トン）が限界管理基準値を下回ったことが判明したため、2 年以内に資源再建計画を定める必要がある。
- ③ 禁漁水準値：6 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- ⑤ その他：日本 E E Z 内分は全量とする。

（参考 2）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C の推移

単位：万トン

系群	R5 年 (案)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
まさば及びごまさば 太平洋系群	51.0	50.9	59.6	50.1	72.7

（参考 3）まさば及びごまさば太平洋系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
まさば及びごまさば 太平洋系群	28.1	29.5	29.1	48.7 (※)	53.1 (※)

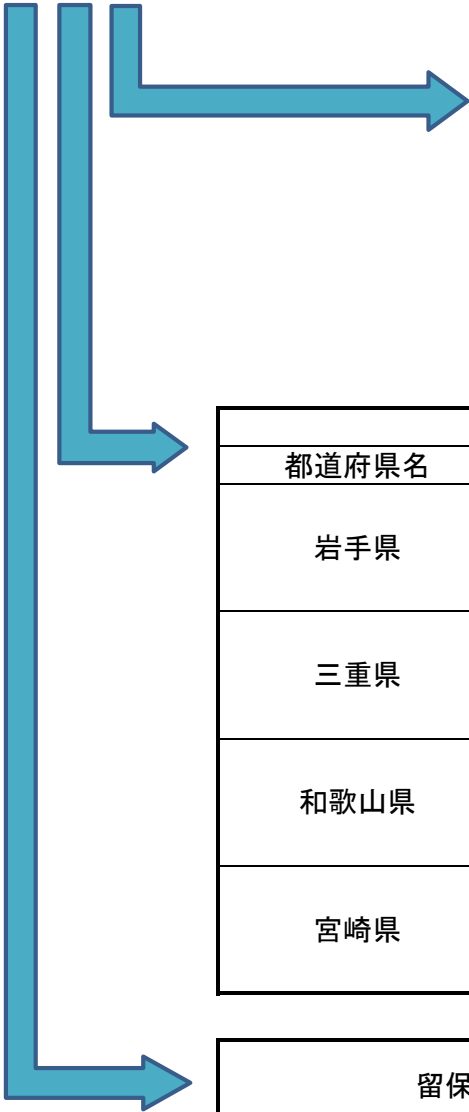
※H30 年以前は太平洋、日本海の合計

2 配分（案）

- （1）T A C の 20 パーセントを国の留保とする。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （2）過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する
- （3）配分量（案）は別紙のとおり。
- （4）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

令和5管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	510,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	217,700 (244,900)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	44,900

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
岩手県	15,500	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、及び大分県については、現行水準とする。
三重県	37,900	
和歌山県	4,200	
宮崎県	25,300	

留保(トン)	102,000 (74,800)
--------	---------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字